

上里町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組み方針

平成20年3月

上 里 町

1 現状（平成19年4月1日現在）

（1）職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公 務 員				民 間		
	職員数	平均年齢	平均給与月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
全体	5人	45歳	249,700円	271,980円	-	-	-
用務員	3人	52歳	263,300円	283,390円	用務員	54歳	227,200円
その他	2人	34歳	229,500円	254,780円	-	-	-

「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均である。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当などの諸手当の額の合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成16年～18年の3ヵ年平均）

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

区分「その他」における職種は、児童厚生員である。

（2）その他給与に関する事項

ア 給与表

行政職給料表（二）適用（国家公務員の行政職俸給表（二）準拠。ただし3級制）

イ 諸手当

地域手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当をそれぞれ該当者に支給

なお、技能労務職員を支給対象とした特殊勤務手当はない。

ウ 昇給基準

毎年4月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給（56歳を超える場合は2号給とする。）を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

上里町定員管理計画（平成 17 年 3 月策定）に基づき、技能労務職員については、退職者不補充職種として、現在、新規採用は行っていない。

引き続き、上里町定員管理計画の目標年度である平成 22 年 4 月 1 日までの間は、退職者不補充とし、その対応として民間委託や臨時職員等の活用を行っていく。

給与面においては、国、県、隣接市町村の動向や民間の同職種の給与水準等も参考としながら適正な給与制度・運用となるように努める。

3 具体的な取り組み内容

（1）これまでの取り組み

平成 18 年度において給与の構造改革を実施し、給与表の見直しを行うと共に調整手当を廃止し、地域手当を新設し、支給率を 5 %とした。

また、全職種を対象として勤務成績評定制度を導入し、平成 19 年 4 月 1 日の定期昇給に反映した。

（2）これからの取り組み

平成 19 年度において人事院勧告に基づく給与改定を実施したが、今後も人事院や県人事委員会の勧告等を参考に適正な給与改定を行っていく。

また、地域手当の廃止（2 年間の経過措置あり）、退職勧奨時の特別昇給の廃止及び特殊勤務手当（4 種類）の見直しを行う。

技能労務職員数については、定員管理計画における退職者不補充の方針に基づき期間中の新規採用を行わない。

4 その他

小中学校の学校用務員については、すべて平成 20 年度から民間委託とする。今後技能労務職員の職務内容を踏まえ、特別選考により事務職員等への任用職種変更制度の導入についても検討を行う。